

保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に1度改定されることが決まっています。本年度はその新たな保険料率に改定される年で、平成26年度・27年度の所得割と均等割額は次の表のとおりとなりました。なお、保険料は加入者一人ひとりにかかり、県内どの地域でも同じ基準で算定されています。

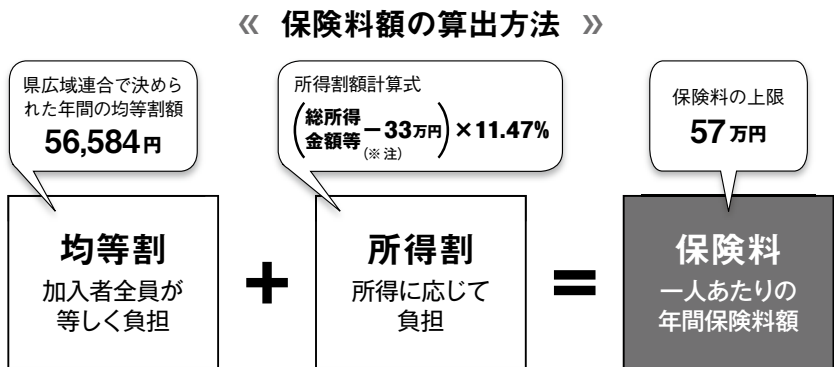
《 所得割率・均等割額・賦課限度額 》

	平成24・25年度	平成26・27年度	増減
所得割率	10.88%	11.47%	0.59%増
均等割額	55,045円	56,584円	1,539円増
賦課限度額	55万円	57万円	2万円増

※ 後期高齢者医療制度の保険料率は、県内均一で2年ごとに改定されます。

保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等（※注）に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。



※ 注 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

保険料軽減措置の拡大

同一世帯内（※注1）の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（※注2）の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。また、所得が低い人や被用

《 軽減対象所得金額の合計額 》

33万円以下かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない	9割軽減	均等割額 5,658円
33万円（基礎控除額）以下	8.5割軽減	均等割額 8,487円
「33万円＋24.5万円×被保険者数」以下	5割軽減	均等割額 28,292円
「33万円＋45万円×被保険者数」以下	2割軽減	均等割額 45,267円

※ 注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などは、その時点）が基準となります。

※ 注2 「軽減対象所得金額」とは、総所得金額とほぼ同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

※ 注3 ㊦ 年金受給時満65歳以上で年金収入のみ211万円以下の場合です。

※ 注4 「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

《 所得割額の軽減 》

所得割軽減割合	被保険者の総所得金額等
5割軽減	91万円以下（※注3）

《 被用者保険（※注4）の被扶養者の軽減 》

均等割軽減割合	軽減後の保険料（年額）
9割軽減 （所得割はかかりません）	5,658円

者保険（サラリーマンの人などの保険）の被扶養者の保険料も、軽減の対象になります。なお、災害や所得の減少などで保険料の納付が困難になった人は減免される場合がありますので、詳細は問い合わせください。

被保険者証の切り替え

現在お持ちの後期高齢者医療制度の被保険者証（オレンジ色）は、平成26年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（水色）は、7月22日（31日）までの間に、「簡易書留（郵便局員が手渡し）」で郵送。不在の場合は郵便局員が2度配達し、2度目に留守の場合は「郵便物のお知らせ」を投函しますので、最寄りの郵便局にご連絡ください。

7月31日（日）までに新しい被保険者証が届かなかった場合は、役場住民課保険係に問い合わせください。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことになります。



後期高齢者医療制度の加入者のみなさんへ

平成26年度・27年度の保険料率が決定します。

平成25年中の所得に基づき、平成26年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。被保険者（加入者）のみなさんには、7月中旬送付予定の決定通知書でその内容をお知らせします。

〒 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092651-3111

〒 役場住民課保険係 ☎ 22-7761

対象者

75歳以上の人

※ 一定の障害がある人は65歳以上

75歳以上の全員が被保険者となり、一人ひとりに「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

医療費の自己負担

一般の人…**1割**
現役並み所得者…**3割**

前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間分の自己負担割合の判定を行っています。